

平成 2 8 年 4 月 2 8 日
2 0 8 及 び 2 0 9 会 議 室

平成 2 8 年第 8 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成28年第8回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成28年4月28日(木)

開会 午後 3時

閉会 午後 4時02分

2 場 所 208及び209会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 松野 登 田中 健一

伊藤 憲春 佐伯 雅斗

署名委員 佐伯 雅斗

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 栗原 寛

教育総務課長 庄司 康洋

学務課長 田村 信行

指導課長 小瀬 和彦

統括指導主事 金井 誠

教育支援課長 矢ノ口美穂

統括指導主事 桐井 裕美

学校給食課長 新土 克也

生涯学習推進センター長 浅見 孝男

図書館長 土屋英真子

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 西上 大助

安藤 悦宏

案 件

1 議案

- (1) 議案第22号 教育委員会点検・評価の基本方針について
- (2) 議案第23号 立川市社会教育委員の委嘱について

2 報告

- (1) 平成28年度学力向上に向けた取り組みについて
- (2) 平成27年度教育委員会事業後援の概要について
- (3) 第五小学校・第十小学校の通学区域変更説明会について

3 その他

平成28年第8回立川市教育委員会定例会議事日程

平成28年4月28日
208及び209会議室

1 議案

- (1) 議案第22号 教育委員会点検・評価の基本方針について
- (2) 議案第23号 立川市社会教育委員の委嘱について

2 報告

- (1) 平成28年度学力向上に向けた取り組みについて
- (2) 平成27年度教育委員会事業後援の概要について
- (3) 第五小学校・第十小学校の通学区域変更説明会について

3 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、平成28年第8回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に佐伯委員、お願いいたします。

○佐伯委員 はい。承知いたしました。

○小町教育長 次に議事内容の確認を行います。本日は、議案2件、報告3件でございます。

その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、教育委員の皆様にお諮りいたします。立川市教育委員会会議規則第10条で会議の時間は午後4時までとなっておりますが、同条ただし書きの規定に基づき、会議時間を1時間延長して午後5時までとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。それでは会議を午後5時まで延長いたします。

次に、出席者の確認を行います。栗原教育部長、お願いいたします。

○栗原教育部長 本日の第8回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、金井統括指導主事、教育支援課長、桐井統括指導主事、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

(1) 議案第22号 教育委員会点検・評価の基本方針について

○小町教育長 それでは、議案(1)議案第22号、教育委員会点検・評価の基本方針について、を議題といたします。

庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは、議案第22号、教育委員会点検・評価の基本方針について、ご説明いたします。

前回、4月14日木曜日開催の第7回定例会におきまして、本基本方針案をご協議いただきました。前回から文言等の修正は行っておりませんので、全体の説明は省略させていただきます。

なお、前回ご協議いただいた後に、外部評価委員につきましては前年度と同じ方で調整がしております。申し上げますと、教育委員会活動分野、第2次学校教育振興基本計画は玉川大学教育学部の寺本教授に、第5次生涯学習推進計画につきましては東京農工大学大学院農学研究院の朝岡教授に、第2次図書館基本計画、第3次子ども読書活動推進計画につきましては千葉経済大学短期大学部の齊藤教授に、以上のお三方に点検・評価作業をお願いしてまいります。

また、前回、田中委員からご意見をいただきました外部評価委員への本市教育委員会の実績、状況説明と、評価報告書としてまとめる際のビジュアル化につきましては、これに留意

しまして作業を進めていきたいと考えています。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 庄司教育総務課長に1点だけ要望として申し上げたいと思います。

新規の活動施策でございますが、これについて私どもは平成27年度の施策の取組について点検・評価をするわけですが、3ページの平成28年度教育委員会点検評価(平成27年度分)施策一覧の中で、新規で2つ施策が入っています。分野別個別計画のうち、第2次学校教育振興基本計画の中の3-8小中連携の推進、もう1つは第3次子ども読書活動推進計画の中の3-19ハンディキャップ等のある子どもたちへの取組、これが昨年、新規として入ってきたわけですが、それに伴って点検・評価するわけですが、平成29年度分の点検・評価は平成28年、つまり今年度取り組んだものを私どもは評価するわけです。平成28年度分で新規活動が入ってきた場合に恐らく中間報告で見直しをされると思いますが、中間の中で見直しがあった場合に新規の事業が入ってきた場合には、できたら早急に私どもにご連絡いただきたいと思っております。それを受けて私どもは28年度に実施したものを平成29年度に点検・評価したいと思っておりますので、1点要望でございます。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 庄司教育総務課長、お願いします。

○庄司教育総務課長 田中委員からお話がありましたとおり、計画の見直しとか事業の追加等により新たな視点での評価軸が必要になった場合には、その時点でこちらの委員会に諮りまして協議をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

お諮りいたします。議案第22号、教育委員会点検・評価の基本方針について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第22号、教育委員会点検・評価の基本方針について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第23号 立川市社会教育委員の委嘱について

○小町教育長 次に、議案(2)議案第23号、立川市社会教育委員の委嘱について、を議題いたします。

浅見生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○浅見生涯学習推進センター長 議案第23号、立川市社会教育委員の委嘱について、ご説明い

たします。

社会教育委員の設置については、社会教育法第15条第1項において、都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる、と規定されており、社会教育法第15条第2項において、社会教育委員は、教育委員会が委嘱する、と規定されております。

立川市における社会教育委員については、平成28年3月議会で立川市社会教育委員に関する条例を廃止し、立川市生涯学習推進審議会条例を一部改正する議案を提出し可決されました。同条例第4条において、社会教育法第15条の規定による立川市社会教育委員を兼務すると生涯学習推進審議会委員が社会教育法の規定に基づく社会教育委員を兼務すると規定しております。この第4条の規定により、生涯学習推進審議会委員は社会教育委員を兼務し、社会教育法第17条で規定する職務を行います。

任期は、平成28年5月1日から平成30年3月31日でございます。

なお、生涯学習推進審議会委員の委嘱は立川市長であり、市長の決裁でもって任命済みでございます。

以上で説明を終わります。

○**小町教育長** 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 浅見生涯学習推進センター長に理解を深める意味でお伺いしたいと思いますが、今年度1月28日の定例会において浅見生涯学習推進センター長から、立川市生涯学習推進審議会条例の一部改正についてご説明がありました。それを踏まえての今回の社会教育委員の委嘱であると理解していますが、それで間違いはないかが1点です。

2点目は、社会教育委員は本年3月をもって自動的に委嘱を解かれたことになるわけですが、先ほどご説明がありましたように、社会教育委員は12名いらっしゃいますがその方々は生涯学習推進審議会委員と兼務するというご説明でしたが、12名の方がそのまま生涯学習推進審議会委員として兼務する上で、審議会のほうの職務内容と社会教育委員のほうの職務内容とは同じであるのか、あるいは職務としては兼務はするけれども内容が違うのかどうか、その辺りも含めてお伺いしたいと思います。

結論から申し上げますと、立川市生涯学習推進審議会条例第4条第2項の規定が1月28日に説明がございましたので、それに基づいての社会教育委員の委嘱であると基本的に理解はしていますが、今申し上げた社会教育委員と生涯学習推進審議会委員の委嘱の内容は異なるのか、あるいは同じなのか、それについてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○**小町教育長** 浅見生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○**浅見生涯学習推進センター長** 2点ご質問をいただきました。

1点目の件についてはご指摘のとおりでございます。平成28年1月28日の定例会で説明したとおりで、条例改正に伴いまして生涯学習推進審議会委員が社会教育委員を兼ねるとい

うことでございます。

2 点目の職務についてでございます。条例にも生涯学習推進審議会委員の職務内容について書いてございます。市民の生涯学習の振興を図るということですが、それを兼ねて先ほどご案内申し上げましたとおり、社会教育法に基づく社会教育委員の規定する職務を行うということでございます。

ちなみに、社会教育法第 17 条で規定している職務というものは大きく 3 つございます。1 つが、社会教育に関する諸計画を立案すること、ということで立川市の社会教育に関する諸計画ということでは第 5 次生涯学習推進計画がございます。また、生涯学習推進審議会委員には社会教育委員を兼ねているということで、今後、生涯学習推進計画の立案にも関わっていただきます。2 つ目の職務内容といたしましては、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べるということのが法で定めておりますので、例えば教育委員会において、これを社会教育委員の職務として諮問をしたいということがあれば、そのつど臨時に諮問をしていただければ、それを社会教育委員として必要な意見を述べさせていただきます。3 つ目が、これら社会教育に関する研究調査を行うこととなっております。これらにつきましては、そのつど必要に応じて社会教育委員としての職務として実施してまいります。ただ、生涯学習推進審議会委員と社会教育委員の職務の内容はほぼ重複しておりますので、先ほど申し上げましたとおり、生涯学習推進審議会条例では市民の生涯学習の振興ということで全てを包括すると考えております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 丁寧なご説明ありがとうございました。ほぼ理解できました。その意味では生涯学習推進審議会委員は清水市長の任命、社会教育委員は小町教育長が任命権者、そのように理解してよろしいですね。

○小町教育長 浅見生涯学習推進センター長。

○浅見生涯学習推進センター長 兼務しておりますが法体制が異なりますので、生涯学習推進審議会委員としては市長が任命し、社会教育委員としては教育委員会として委嘱をしていただくということでございます。

○小町教育長 私からも一言申し上げますと、社会教育法に規定しております第 17 条で職務の内容を述べていただきましたけれども、同じところに文言としては、社会教育委員は教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができるということで、生涯学習の条例より、こちらは法でございますので、教育委員会と関係性がより社会教育法の中で明確に規定されておりますので、学校教育と生涯学習部門、社会教育部門は私は一体的に進めるべきだと思っておりますので、そういった法上の規定もございまして、今後はより社会教育委員としての生涯学習の推進審議会の委員の皆様とパイプを太くしてまいりたいと考えているところでございます。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第 23 号、立川市社会教育委員の委嘱について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 23 号、立川市社会教育委員の委嘱について、は承認されました。

◎報 告

(1) 平成 28 年度学力向上に向けた取り組みについて

○小町教育長 続きまして、報告 (1) 平成 28 年度学力向上に向けた取り組みについて、に入ります。

小瀬指導課長、報告説明をお願いいたします。

○小瀬指導課長 それでは、お手元の A3 判の資料をご覧ください。資料に基づきまして平成 28 年度学力向上推進事業について、報告をさせていただきます。

事業の趣旨についてですが、上段にお示ししたとおり、学力ステップアップ推進事業を中核に、基礎学力を定着させるとともに、教育研究事業・小中連携等教育推進事業を通して、思考力、実践力等、21 世紀型学力の伸張を図ることになります。

大きな柱として 3 点ございます。第 1 の柱は、基礎学力の定着を目指した学力ステップアップ推進事業でございます。第 2 の柱は、主に思考力の伸張を目指した教育研究事業です。第 3 の柱は、実践力の育成を目指した小中連携等教育推進事業でございます。

まず第 1 の柱、一番左側の、都の指定を受けております学力ステップアップ推進事業について説明をさせていただきます。

今年度は 3 年間の推進事業の 2 年目にあたります。外部人材を活用して、教科については、算数、数学、理科に重点化し、教員の指導力向上を図り、児童・生徒の基礎学力の定着を図っていくものです。立川市内の現状といたしましては、小学校では、例えば全国の学力調査、また、都の学力調査の結果については、それぞれの平均を下回ってはいるものの、昨年度と比較しましても特に算数、理科においては確実にアップしており、学力の定着が図られつつあります。中学校では、全国の学力調査においても国の平均を上回るとともに、都の学力調査では顕著な向上をうかがうことができ、国語、社会、数学、理科の 4 教科において都の平均を上回っています。こうした結果を踏まえ、本年度はより一層の基礎学力の定着を図るとともに、思考力、実践力の伸張を図ってまいります。

中央、第 2 の柱が教育研究事業です。

本事業は思考力の伸張に重点をおいた事業でございます。教育力向上推進モデル校として、小学校 8 校、中学校 2 校を指定しております。目的は、立川市の教育課題に正対し、研究開発を行い、実践モデルを発表し、広く市内小中学校へその研究成果を共有してまいります。具体的な本市の教育課題といたしましては、小中連携教育の推進、幼保小の連携、また、保

護者、地域との連携を基盤とした市民力を活かした教育活動の推進、特別支援教育の充実、学力向上などが挙げられます。さらに、都教育課題に対応した言語能力向上拠点校、東京都道徳教育推進拠点校、日本の伝統文化教育推進校として、小学校2校、中学校2校が指定を受けています。また、オリンピック・パラリンピック教育推進校は都内全公立学校で指定を受け、その中でも特に重点校として本市では中学校1校が指定されています。これらのモデル校、指定校の授業研究では立川市授業展開スタンダードを活用して積極的にアクティブ・ラーニングを取り入れ、思考力の育成を図ってまいります。

次に第3の柱、右側の枠でございます。小中連携等教育推進事業について説明をさせていただきます。

小中連携等教育推進事業は大きく4点の事業を展開しております。第1点は、小中連携外国語開発委員会の設置です。ご案内のとおり、平成32年から外国語活動及び外国語が全面実施されるため、12年間を見通したカリキュラム開発は喫緊の課題でございます。第2点は、ICT教育推進研究校と開発委員会の設置です。学力、体力、道徳性の向上の取組に向けた効果的な手段としてICTを位置付け、指導方法の開発を行ってまいります。第3点は、道徳教育開発委員会の設置です。道徳の時間は、平成27年3月学校教育法施行規則の改正により、特別の教科「道徳」として位置付けが明確にされ、小学校は平成30年、中学校は平成31年から全面実施になります。このことを踏まえ、9年間を見通した道徳のカリキュラム開発を行ってまいります。また、幼稚園、保育園とも協働連携してカリキュラム開発を進めてまいります。第4点は、立川市民科です。これまで各中学校区で進めてきた実践を分析整理し、その上で立川市民科の教育内容の系統化を図り、カリキュラム開発を行ってまいります。

一番下の左側のグラフをご覧ください。これは都の学力調査と同時に実施されている児童・生徒の意識調査の結果でございます。「自分の住む地域や社会をよくしたいと思いますか」という質問に対し、「そう思う」と回答した児童の割合は5.9ポイントの増加、「そう思う」と回答した生徒の割合は3.3ポイント上昇いたしました。そのほかにも「学校の決まりを守ることは大切だと思いますか」「自分は大切な存在だと感じていますか」という質問に対し、「そう思う」と回答した児童・生徒の割合が増加してまいりました。

最後に、本年度平成28年度、平成29年度の取組指標を下段にあげさせていただきました。

私どもとしましてはこの事業を活用して、立川市の小中学校の子どもたちに確かな学力の定着と伸張を図り、確かな学力を身に付けさせていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 ありがとうございます。学力だけではなくて、まちを愛したり、また、子どもたちが自己肯定感を育む、こういう進歩が見られると大変いいなと思っておりますし、提案された内容を受けての継続事業ということで大きく3点ありますが、この課題と方向はよく分

かるのですけれども、自己肯定感を高めながら、より効果的に学力を向上させていく、もっと教育委員会で現場に対してできることはないでしょうか。

例えば、授業を観ていたり研究会の発表等を観てみますと、教科書というのは不十分だろうと私は思います。つまり、1時間の目標、ねらいがあったときに、子どもたちが一体どの程度できているのか、そのぐらい把握をして次へ進まなければなりません。研究会の発表等も、やはり上意的に流れる傾向があります。

例えば、今回新たに思考力を伸ばしていくことで、いわゆる問題解決的な学習が主力になっていくでしょう。そうすれば、子どもたちそれぞれが、課題をきちんと持てるというのはどのくらいいるのか、調べる方向、これを適切にやっているのはどのくらいいるのか、必要な情報として取捨選択ができるのはどのくらいいるのか、自分の意見とか考えに対して具体的な事例とか資料をくっつけて述べられるというのはどのくらいいるのか、こういうものがきちんと出てくる、つまり目に見えるような評価、数値による評価、こういうものがもっと先生方、学校現場がもう少し手厚くやれば、ぐんぐんこれはいい内容に伸びていくに間違いはないのですが、この辺りの指導を指導課辺りではどのように進めていくのだろうかという、せっかくこれだけ良い提案ですので、さらに大きな実を付ける意味ではどのようにお考えか知りたいと思います。

○小町教育長 小瀬指導課長、お願いします。

○小瀬指導課長 大きく3点考えてございます。今、松野委員のおっしゃられたことは、まさに的を射ていて、評価の問題は非常に大きいなと思っています。特に数値での評価、観察による評価、両面必要だと思っています。私どもとしましては、この春ある全国学力学習状況調査、また夏には都の学力調査がございます。学力調査の分析の仕方、言い換えるとこれは評価になります。その手法を広く教務主任会、副校長研修会等々で説明をしていきたいと思っております。それが1点目でございます。

また、評価に関しましては特に道徳の評価をどうするのか、数値の評価はしませんけれども、逆に数値ではないということは、子どもたちがどういようように変容したのか、そこをしっかりと追っていく必要があると思っています。したがって、先ほど申し上げたように開発委員会で評価の研究を重点的にやろうと思っています。

そして3点目は、やはり問題解決的な学習はこれから主流になっていく、アクティブ・ラーニングの一つだと思っていますけれども、これについては、指導主事をはじめ実際の授業を観て、授業記録を基に、「ここはこうするといいんだよ」、「ここをこうすると児童の変容がみとれますよ」というように、個別、具体でもお話をしていきたいと思っております。

貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。以上3点でございます。

○小町教育長 やはり評価というのは大変重要な部分だと思っていますので、この取組を教育委員会としてもしっかりとサポートしていただきたいと思っております。

ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 小瀬指導課長に、私から提案したいことが2点、あと質問がございます。

1 つ目に、学力ステップアップ推進事業をご覧いただきたいのですが、小学校算数、中学校理科、この理科については新規で入るわけですが、理数教育の充実ということは非常にこれから大事になってきます。各学校に小学校算数あるいは中学校理科についての学力アップを進めていく中で是非、今後検討していただきたいことは、まず学力向上巡回アドバイザーの方がいらっしゃるわけですが、これまでの現状を見ますと、学校に行つて授業を観察し、指導してきたわけですけれども、学校現場に行く前が私は大事だと考えています。つまり、事前に、どの学校の、どの学年の、どの先生が、どのような課題を抱えているのか、同時に、児童・生徒の何が今求められ必要とされているのか、それを事前に把握してから巡回アドバイザーの方が各学校を訪問する、そのようにしていかないと教育効果あまり見られないのではないかと、そんな危惧をもっていますので、是非、事前の実態把握をしながら、教育効果の上がるアドバイザーの指導助言があるといいなと考えております。

2 点目は、教育研究事業のほうです。この中で 21 世紀型のアクティブ・ラーニングの授業改善、これは喫緊の課題でございます。私としては、今後立川市授業展開スタンダードを活用するのですが、活用だけではなくスタンダードをよりバージョンアップしながら改善工夫をしていく、そういうモデルを立川市としておつくりになる必要があるだろうと思います。

具体的に申し上げますと 2 点あります。言語活動を通じた授業改善、その中で学習活動の見える化が必要だろうと思います。すなわち、ご承知のように思考のツールであるカードであったりポスターであったりネームプレート、そういうものを使いながら、あるいは場合によってはシンキングシート、ボード、そういうものを使いながら思考の可視化、操作化、構造化、そういうものを通しながらアクティブ・ラーニングによる授業の効果を上げていく、そういうことが必要だろうと思います。思考力を高めると言いながら、一斉授業でなかなか子どもの学習活動の見える化が少ない。そういう点で今申し上げた思考の可視化、操作化、構造化、そういうものを追求しながら立川としての一定のスタンダードができるといいと思います。

併せて、もう 1 つは認知スキル、これについても研究していく必要があるだろうと思います。認知スキル、これは個々の子どもの学び、それを通して比較する、分類する、類型化を図る、想定する、関連付ける、この一連の認知スキル、これをどの学校でも経験されているわけですので、その中に立川市としてのスタンダードをおつくりになると、それぞれの学校がより思考力が高まるだろうと、そういう点でご検討いただきたいと思ひます。

あと、小中連携等教育推進事業の中で道徳教育開発委員会の設置がありますが、この中で幼保+9 年間を見通したカリキュラム開発、これについては平成 28 年度から何年間なされるのか、どの程度までなされるのか。先ほどたまたま評価のことが出ましたが、平成 28 年度はどこまで、これをもし 3 年計画でされるのであれば、平成 29 年あるいは 30 年までどのように進めていかれるのか、その辺りをお伺いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○小町教育長 小瀬指導課長、お願ひします。

○小瀬指導課長 まず 1 点目の事前に実態把握をするというところ、教師の課題、そして児童・

生徒の課題、まさにそのとおりだと思っております。そして併せて今回、基礎学力定着アドバイザーという都の派遣がございますが、立川市独自の学力向上巡回アドバイザーということで、定期的に学校へ最低でも学期に1回ということで、例えば1回目に事前把握して、こういう所に課題がある、そして2回目に行ったときに、その課題が果たして解決できているのか、できていたら、また新たな課題は何かというように、PDCAサイクルを併せて授業観察においてもやっていきたいと考えております。それが1点目でございます。

2点目のアクティブ・ラーニングの、これもスタンダードなもの、絶えず改定ということで今もまたさらに改定を加えているところでございます。そしてより効果的に活用するために、スタンダードをもとにそれぞれの学校が自分たちの児童・生徒、そして地域の実態に応じたものに少しでもアレンジをして、自分たちのものとして使っていくと、そういう工夫を図っているところでございます。

そして3点目の見える化というところで、言語活動の充実、また学習活動をしっかり思考判断というのは、確におっしゃられたように、思考というのは考えている、考えていることをどういうふうに考えているのか表現させるということは重要で、したがって思考判断、表現という一つのくりになっております。その意味では、連続型テキスト、非連続型テキストを使いながら、その力をさらに伸ばしていきたいと思っております。

それから認知スキル、いろいろございます。比較・関連づける・分類させる、これも授業の中で意図的に行っていないと、学力調査、全国の問題では非常に多いですけども、そういう力は付いていかない。日々の授業の中から比較・関連付けるとか、結合させる、総合させる、それは意識化してやっていくよう指導助言をしてまいりたいと思っております。

最後の小中連携でございますが、実は道徳は特別な教科ということであとがないということがありましてとか、外国語活動もそうでございます。少なくともこの2年間で目標、内容、指導方法、それから松野委員からご指摘いただいた評価、そこは入れ込んでカリキュラムを開発していきたいと思っております。2年間で仕上げていきたいと思っております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 小瀬指導課長は当市の児童・生徒の学力の実態を把握されていて、それに対してのきちっとした施策をお考えになっているので本当に感謝しております。実態把握の中で、ご承知のようにA問は当市の場合は小中とも向上はしてきていますが、残念ながらB問の応用問題はかなり課題が多いです。そういう点で先ほど私は学力ステップアップ並びに教育研究の授業の中で質問を申し上げました。引き続き今後とも子どもたちの思考力、表現力、それが同時に国あるいは東京都の学力調査のB問に関わる問題ですので、是非引き続きご指導をよろしくお願いいたします。

小中連携のところで、道徳教育開発委員会の設置含めて2年間でなさるとおっしゃってました。ご承知のように、平成30年に小学校が完全実施、平成31年に中学校が完全実施ということで国の方針として出ております。したがって2年間という非常に限られた中で、何をどうするか、もう少し具体的に焦点化しながらやっていかないと、「やりました」、「でもう

まくいきません」というわけにはいかないと思います。私としては是非、今後進める上でご検討いただきたいことについて何点か申し上げます。

1点目が、この2年間で全体計画を作成、改善すること、2点目に、全体計画の別葉を作成、改善すること、3点目が道徳の時間における年間指導計画を改善する。4点目が、学習指導過程をもう一回見直しをしてほしいです。小瀬指導課長からもありましたように、問題解決的な学習あるいは体験的な活動の工夫によって指導方法や技術、それをどうするか喫緊の課題です。そういう点で今までの心情理解中心の道徳をどう打破するか、それが大事ですので、今申し上げた4点目の学習指導過程を見直していく。5点目が指導の方法、これをどう改善していくか。様々な指導方法があると思います。6点目が評価の在り方、これをもう一回検討すると。

国の方針あるいは東京都の方針も大事ですけれども、立川の子どもをどうしたいのか、もっと申し上げれば、立川の子ども像をきちんと明確にしながら進めていく、そういうことがないと、どうしても方法論に走ってしまうと思います。そういう点で今申し上げた全体指導計画含めて6点目の評価の在り方の検討、それを検討する上で、立川市の子どもたちをこのような子どもにしていきたいんだと、そういう子ども像を明確にしながら進めていただきたいのが私からの検討事項でございます。よろしく願いいたします。

○小町教育長 小瀬指導課長、お願いします。

○小瀬指導課長 具体的に視点までお示しいただいて、それを踏まえてやっていきたいと思っております。一番強く思っているのが、その中で今回、道徳がなぜ特別な教科になったのかということでございます。いじめ対応等々に対して、今まではどちらかという講義的で一方的な伝達型授業であったということから、道徳というのは答えが一つではない。議論し葛藤し合う、その場面を意図的に設定していく。先ほど委員がおっしゃった指導法ということですが、非常に重要だと考えております。大事なご指摘ありがとうございました。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 是非その点をよろしく願いいたします。

研修にあたって是非検討していただきたいことがもう1つあります。それは、様々な方がこの道徳科に向けていろいろな話をされています。いろいろな人がいろいろな話をされる中で、教育現場が非常に混乱している、そういう現状も見られます。したがって、できれば文部科学省の教科調査官、そういう人を直接お招きして先生方がしっかり研修していく、そういうことが大事ではないか。つまり、道徳科についての様々な考え方、小瀬指導課長がおっしゃった判断力、心情、道徳的な意欲と態度があるわけですが、判断力がなぜ最初に来たのか、そのことをもう少しきちんと押さえながら指導過程を考え、あるいは諸方法を考えていかないと、ただやっていると、どうしても今までのところに戻ってしまう、つまりそのほうが先生方は楽ですから。やはり大きく変わったんだと、そのことをしっかり国の動向を踏まえる意味で教科調査官、例えば赤堀教科調査官等をお招きして、きちんとその趣旨あるいは指導方法をしっかりと学び合っていくことが必要ではないか、そのことを是非ご検討くだ

さい。よろしく願いいたします。

○小町教育長 小瀬指導課長、お願いします。

○小瀬指導課長 ご提言ありがとうございます。確かに道徳に対していろいろ問われていますけれども、基本的には今、委員からお話がありました、特別な教科「道徳」の指導要領がしっかり出ておりますので、指導要領に即して行っていくとともに、講演等々、そういう場を設定していけたらいいと考えています。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 小中連携についてです。昨年度末、立中研の研究発表会に行っていました。なかなか中学校、頑張っているんだなと思いつつ、小中の一番いい連携、しかも学力向上というのを視野においた連携というのは、私は教科学習の連続性をどうやってつくっていくか、立中研がそうですから立小研も教科ごとのタイアップで、例えば国語だったら今の指導要領の内容の中論理的な思考で一本つなげていく、算数数学だったら筋道立った説明をしっかりとやっていこうというような連携だとか、こうした取組を各教科でやっていくことによって教科ごとの学習の連続性というのが生まれていくのではないかと、そのどこかモデルができて、いい刺激を与えてくれるのであれば、立川の小中連携は大きくまた変わっていきけるという期待が昨年の立中研の発表で思ったものですから、是非この辺りも視野に入れながら進めていただければなというこちらの希望であります。検討いただければありがたいと思います。

○小町教育長 小瀬指導課長、お願いします。

○小瀬指導課長 おっしゃられたまさにそのとおりでございます。小中連携の目指すところはカリキュラムの連携になっていくかと思っております。そして国も真剣に、聞くところによれば小学校の指導内容を中学校、高校の教科書においてより今まで以上に系統化を図っていく、その意味では大きなご示唆をいただいたと思っております。ありがとうございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 私からも一言申し上げますと、立川市の子どもたちの学力は本当に子どもたちの頑張りや現場の先生方の頑張りやがうまくかみ合ってきて、大変に良い傾向を示しています。何よりうれしいのは、先ほどご報告がございました非認知能力と言われている部分でございます。自己肯定感を含めまして意欲、将来に対する希望を含めて、そういう意識調査の数字が上がっているという、大変にいいことだと思っております。認知能力、非認知能力、両方が車の両輪で、子どもたちのまさに確かな力になっていくのかなと思っておりますので、今後とも立川市の学校教育の取組の大きな柱でございますので、今後とも取組の充実について、さらに施策の展開を図っていただきたいと思っております。

では、ほかにないようでございますので、これで報告(1)平成28年度学力向上に向けた取り組みについて、の報告及び質疑を終了いたします。

(2) 平成27年度教育委員会事業後援の概要について

○小町教育長 続きまして、報告(2)平成27年度教育委員会事業後援の概要について、に入ります。

浅見生涯学習推進センター長、報告説明をお願いいたします。

○浅見生涯学習推進センター長 平成27年度教育委員会事業後援の概要について、ご報告いたします。

立川市教育委員会の後援については、教育委員会事業後援規程に基づき決定しております。

平成27年度の後援申請については、95件ございました。不承認件数は0件でございます。

過去の申請実績につきましては、資料裏面、過去5年間の傾向をご覧ください。

平成27年度の申請件数は、平成26年度に比べて16件増加しております。増加した理由といたしましては、平成26年度まではスポーツに関する事業等体育団体からの申請手続きはスポーツ振興課が独自に執行しておりましたが、スポーツ振興課は平成27年度より市長部局に移管いたしましたので、それまでスポーツ振興課が事務を取り扱っていた申請分が増加した影響が一番大きいところでございます。

以上で報告の説明を終わります。

○小町教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。報告を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、佐伯委員。

○佐伯委員 こちらは社会教育委員の会議で審議後、決裁を行っているという、今後、社会教育委員の会議は生涯学習推進審議会とは別に行われるわけではないですよ。もし同時に行われるとしたら、その場で社会教育委員の立場として、皆さんが今後の後援というのはなされていくのかどうか、お尋ねいたします。

○小町教育長 浅見生涯学習推進センター長、お願いします。

○浅見生涯学習推進センター長 社会教育委員の会議が従来、常設しておりました。平成26年度から一旦休会しておまして、その際に立川市教育委員会事業後援規程を改正いたしました。平成27年3月30日より、初めて教育委員会事業後援を受ける場合や過去3年間に後援実績がない場合においても、社会教育委員の会議に諮らずに教育長決定をもって決定すると内容を変更しております。

○小町教育長 佐伯委員、いかがですか。

○佐伯委員 今後出されたものについても、社会教育委員の会議で承認をしていくということではなくて、教育長のほうで決裁を進めていくということによろしいですか。

○浅見生涯学習推進センター長 ご指摘のとおりです。なお、何か疑義がある場合には当教育委員会に報告し、または協議案件として審議をお願いしたいと考えております。

○小町教育長 佐伯委員。

○佐伯委員 1つだけ、質問ではなくてお願いですが、教育委員会の後援の事業という形が出ていますと、一般的に保護者の立場から、そういう事業の内容のチラシその他を見ますと、

無条件に、これは教育委員会がいいと言っているものなので大丈夫なんだというような認識があるんですね。中には有料のものもこういう事業の中には含まれていたかと思います。お金を取る場合だけは、取る金額が本当に適正なものなのかどうかだけは常に気を配っていたいて、他のものは意外と皆さん、よそのものと比べたりして安い、高いということをきっちりしますが、教育委員会がいつているものという、それだけでもうこれは正しいものだというので支払いをしてしまうということがありますので、そこは是非、責任を持って、金額的なものをお支払いいただくときには、気をつかった後援をしていただくようお願いだけしておきます。

○小町教育長 浅見生涯学習推進センター長、お願いします。

○浅見生涯学習推進センター長 ご指摘ありがとうございます。立川市の教育委員会事業後援規程においては、第3条の基準というところで、佐伯委員からご指摘のあったようなことがないように定めております。会費のようなものを取るというのは、入場料その他これに類するものは徴しないものと規程しております。ただし、事業の運営に係る経費、例えば資料代などのみに充てるものは必要があると認められものは除くと規程しております。申請書をいただいた時点でその辺のことは確認してございます。

例えば、最近あった事例では、後援の中で、寄付を募ったりカンパを求めるといったことが書いてある申請団体がありました。その際には、それですぐに却下するのではなく、このようなことがあると規程に抵触しますので申請は受けられませんということでやり取りをしております。その結果、申請を取り下げるのか、内容を見直して出すのかということを手とやり取りしながら、事業後援規程に則ったものをきちんと市民の方に誤解のないようにやっております。今後もそのように、ご指摘のとおり適正な申請ということをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

[ありません] との声あり]

○小町教育長 ないようでございますので、これで、報告(2)平成27年度教育委員会事業後援の概要について、報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(3) 第五小学校・第十小学校の通学区域変更説明会について

○小町教育長 続きまして、報告(3)第五小学校・第十小学校の通学区域変更説明会について、に入ります。

田村学務課長、報告説明をお願いいたします。

○田村学務課長 それでは学務課より、第五小学校・第十小学校の通学区域変更説明会について、ご説明いたします。

この通学区域の変更につきましては、平成28年3月9日の第5回教育委員会定例会で報告しましたが、第五小学校の児童数増加に対応するため、現在は第五小学校通学区域内の緑町

全域を平成30年4月から第十小学校通学区域に変更するものでございます。この方針について、保護者や地域住民に説明するため、説明会を資料のとおり開催する予定です。

まず、日時と場所ですが、6月8日水曜日の夜19時から、緑町にあります東京都立川地域防災センターで行います。また、6月11日土曜日の午前10時から第五小学校、14時から第十小学校で、3箇所とも体育館で行います。

開催に関しましては、市の広報紙、ホームページのほか、保護者や地域世帯に通知を配布して周知を図ってまいります。

資料の裏面に開催場所の地図を掲載してありますが、立川基地跡地の緑町には市営の集会施設等がございません。緑町内の居住地の近くに東京都の地域防災センターの体育館がありますのでその場所と、あと関係する2つの小学校、第五小学校と第十小学校において、この計3箇所において説明会を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○**小町教育長** ご報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 私から1つ、今後のことも考えて是非ご検討いただきたいということで申し上げます。

田村学務課長からご説明があったように、3回にわたって説明会が行われるわけです。この説明会にあたって、私の予想というか、きつとこういうことも出てくるかもしれないということで申し上げたいと思いますが、第十小学校に通う児童の場合ですと、東京地方裁判所立川支部、そこの官舎の児童の皆さんも対象となります。あとはトミンハイムの児童の方も対象となります。それについて登下校の安全・安心が相当地域で問題になって、ようやく見守っていただける方が1人か2人見つかったということなんですね。なかなかPTAの方の協力が難しい、それぞれお仕事があったりしてという中、本当に数人の方によりやく手を挙げていただいたと聞いております。

今度は平成29年度から弾力的に第十小学校に通えるわけです。平成30年度からそれをきちんと方針として進めるわけですが、実は平成29年度から弾力的に通う場合に、ご承知のように災害医療センターの宿舎の方の児童、あわせて立川警察署の官舎から通っている児童の皆さんがくると、相当安全・安心が難しい、そんな地域の声も聞こえてきています。したがって、災害医療センターの宿舎並びに立川警察署の官舎から通われる児童の皆さんの安全・安心について、今後検討していただきたいと思います。要望でございます。

○**小町教育長** 田村学務課長、お願いいたします。

○**田村学務課長** 委員おっしゃいますように、こちらには多くの官舎がございます。そちらの代表者の方ともお話をしましたが、特に今おっしゃいましたように、通学上の安全を留意してくれるというお話をいただいておりますので、今後ともその点は重視しまして検討を進めてまいります。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(3)第五小学校・第十小学校の通学区域変更説明会について、報告及び質疑を終了いたします。

◎その他

○小町教育長 次に、その他に入ります。

その他、ございますか。はい、田中委員。

○田中委員 その他で恐縮ですけれども、私から小瀬指導課長にお伺いしたいのですが、特別活動の中の体育的行事、それを踏まえて運動会がこれから小中学校とも入ると思います。その中で組体操、これはどの教育委員会からも一定の方針が出ていますけれども、私としては、できたら、立川市としては小中学校のせめて体育主任の方々を対象に、もう一回安全・安心、組体操の技術等々、研修をしていただければと考えております。

特に児童・生徒の体力、体格が10年前あるいは20年前と大きく変わっています。また、児童・生徒については、生活経験あるいは体験的な経験が非常に不足しておりますので、学校の教育課程の中で、校長が教育課程編成権を持って実施するわけですが、それにお任せするのではなくして、立川市教育委員会として、やはりある一定の検証を通しながら、組体操に対する取組、安全等々について検証を行っていただきたいということを要望したいと思います。よろしく願いいたします。

○小町教育長 小瀬指導課長、お願いします。

○小瀬指導課長 教育委員会では、もう一度実態を洗い直しております。そしてそれと同時に、実施するところは指導計画をしっかりと出していただいております。そしてその指導計画に基づきまして、私どもが実際に学校に行きまして、特にタワーが高いところとか、ピラミッドが高いところ、今回それほど高いところは出てきてないですけれども、実際に行って安全上のチェックとか指導助言をしていきたいと考えております。また、今後ですけれども、研修等々考えていきたいと思っております。

○小町教育長 いずれにしても、安全・安心というのはしっかりと計画を立てて準備をして取り組むように、今後とも指導をしてみたいと考えているところでございます。

その他、よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○小町教育長 次回の日程を確認いたします。次回、平成28年第9回立川市教育委員会定例会は平成28年5月11日、13時30分から、101会議室で開催いたします。

これもちまして、平成28年第8回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後4時02分

署名委員

.....

教育長